

交付図書の訂正について

平成24年 3月 7日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 野村 浩

平成24年 2月23日付けで入札公告を行った「新潟支社電気自動車賃貸借」に係る、  
交付図書の内容の一部に変更がありましたので、下記のとおり訂正します。

記

1. 訂正内容

仕様書4-3-1(4)

誤	正
<p>(4) リース料 新車リース車両のリース料は、リース期間中一定の月額リース料とする。 なお、リース期間中に公租公課等の変動によりリース料の変更の必要が生じた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ、その差額を別途精算することができる。</p>	<p>(4) リース料 新車リース車両のリース料は、リース期間中一定の月額リース料とする。 <u>リース料は「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」(以下、「補助金」という。)の適用を見込んだ額とし、適用を見込む補助金の交付額は、平成23年度と同額の交付額とする。</u> <u>なお、本契約におけるリース車両に補助金が交付されないこと、又は補助金の交付額が平成23年度の交付額から変更されたことにより、リース料の変更の必要が生じた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ、その差額を別途精算することができる。</u> <u>また、公租公課等の変動によりリース料の変更の必要が生じた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ、その差額を別途精算することができる。(公租公課等を見込んだリース料の算定の基準日は、入札書の提出期限日とする。)</u></p>

以 上